

差額ベッド料の徴収について

【差額ベッド料の徴収】

当院は、関東信越厚生局東京事務所に報告し、特別の療養環境を提供する病室への入室を希望される患者さんに対して、差額ベッド料をいただいております。

<該当する病室・金額>

2床室	15号室・20号室・21号室	1日あたり 2,000円（税別）/日
4床室	16号室・17号室 18号室・22号室	1日あたり 1,000円（税別）/日

ご不明な点がございましたら遠慮なくお問い合わせください

